

# 琉球大学 教授職員会ニュース 第171号

2014年12月10日 琉球大学教授職員会 事務局：中城口信号角・内線2023

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/> E-mail: [kyoshoku@eye.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eye.u-ryukyu.ac.jp)

## 学内規則改定への中間提言－2回の学習会を受けて－

教授職員会は、学校教育法・国立大学法人法「改正」を受けて学内規則の改定作業が進められていることへの対応の一環として、11月25日と12月8日に緊急学習会を開きました。学習会では、田中洋副会長が教授職員会の取り組みや各学部の議論状況、学則における基本論点の到達点を紹介しました。次に、徳田氏（法文学部・行政法）が法文WG案の紹介と自己の見解を交えながら報告しました。その後、参加者と報告内容等について討論しました。そこで抽出されてきた主な論点について紹介します。

**はじめに** このたびの学教法等「改正」では、「学長権限と責任の一致」という謳い文句の下で、学長の権限を強化し、教授会権限を制限することが特徴とされます。このとき、次の前提で、教学と経営に責任を負う学長の「権限と責任の一致」のあり方を考える必要があります。

- (1) 学長の権限強化は、同時に、責任の明確化・強化を伴わなければなりません。
- (2) 学長やその体制の責任を担保する具体的制度設計は、各大学に委ねられています。
- (3) 大学は、学問の自由を実現する組織であり、おのずから営利目的の企業とは異なります。

### 1. 「権限の強化・明確化」には「(説明) 責任の強化・明確化」が当然ともなう

・「学長の権限と責任の一致」の中でも、「責任」の明確化の必要性から、役員会・経営協議会・教育研究評議会等の議事録その他の情報公開原則や学長の説明責任を、学則中に条文化すべきこと

現在は議事要旨であり、議題と結論が覗えるに過ぎず、具体的な討議内容を知ることができないので、なぜ、どのように意思決定されたかが分からず、説明責任が果たされない。役員会、経営協議会、教育研究評議会、企画戦略会議等の詳細な議事録が開催後速やかに学内に公開されることが必要である。

・前項についてさらに、条文化にとどめず、説明責任の具体的中身の議論の詰めや、説明責任を担保するためのシステムが重要であること

例えば、学部等の組織再編の学長提案があった場合に、その点について教授会で十分に議論できる時間と情報を確保した事前の説明が必要となるであろう。また、学長等の最終決定に至るプロセスが検証できるシステムも、説明責任を担保する上で、重要となる。

・学長・副学長・理事のリコール制の導入・整備が必要であること

現在、琉大では、学長について学長選考会議を開催させることができるだけの規定しかない。京大では、山極総長が「一旦選挙で選んだ人を、選んできてを理由に何もかも任せてしまうのではなくて、京大教職員の意向を反映して選んだ総長なんだから、京大教職員の意向が総長を降ろしたいということであれば、当然それは反映されるべき」（京都大学新聞）と、リコール制度を整備する意思を述べている。学長の権限強化に伴う責任の明確化・強化を担保するシステムとして、リコール制の導入が必要である。

### 2. 高等教育・研究機関としての本質を、明確に位置づける必要がある

・琉球大学憲章に依拠することや、学問の自由を保障することについても、大学組織運営の基本法として、学則中に明文で位置づけるべきこと

東京大学基本組織規則（→第2条 大学法人及びその設置する東京大学…の組織は、東京大学が、東京大学憲章に則り、国民から付託された大学の自治に基づいて、総長の統括と責任の下に、国民の付託に伴う責務を自律的に果たし自らの使命と課題を達成することができるように、構成され、運用されなければならない）などで、すでに採用されていることである。

・教育研究評議会について、学長指名の評議員の比率が大きくなりすぎると、評議会の審議が形骸化する恐れがあることから、教育研究評議会規定案第2条第2項を削除すべきこと

1面から 標記の規定は、理事でない、教育研究担当の副学長を学長が評議員とすることができるとするもの。琉球大学はいち早く教育と研究担当の副学長を理事としているので、当然に教育研究評議会メンバーでもあり、課題は達成されている。すると、標記条項は、もし発動すれば「学長がみだりに教育研究担当の副学長を多数任命して評議員とし、教育研究評議会でも部局からの選出者が少数者となる」効果を生むだけで、教育研究の推進に役立つものではない。大学基準協会副会長の高田邦昭・群馬大学長は、「教育基本法第7条第2項では、「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」と定めている」こと、「大学基準協会の評価基準でもこの教育基本法の理念が掲げられてい」ることを指摘し、「理事長、理事会、学長、教授会が一定の緊張関係を持ちながら、教学組織と法人組織がともにより良い大学像を目指して努力することが必要」だとしている（同協会機関紙「じゅあ」53号）。教学についての審議機関たる教育研究評議会にふさわしい構成を、維持する必要がある。

### 3. 教育研究の専門家集団たる教授会を、法令に則して適切に位置づける必要がある

・学長の行う部局長選考において、学部長候補者を教授会が推薦するにあたり、2-3名とすべきとする規定は改正法にも文科省の文書にもなく、現行の1名の推薦制を維持すべきこと

部局長候補者について、「各学部から2または3名の推薦（候補）者につき順番をつけて推薦する（各学部の選出方法は各学部委ねる）」とした場合、多くの問題点が指摘されている。「2-3位の被推薦者は、当然に学部の過半数の教員の支持を得ていないが、そのような者がその部局をまとめることは困難である。」「それには正当性の問題もある」「にもかかわらず部局から学長に推薦するのは不適切である。」「専門家集団である学部教員が選出した者につき、学長が再考を促すことまではあり得るが、学長自身が代わってその長を決めることは、学部の崩壊につながる恐れがある」「教授会の長を、その構成員でない者が選ぶという大学制度が、先進国にあるか聞いたことがない」。これらの問題を解決せずに、学部長候補者数名の推薦という選出方法を安易に採用すれば、学部運営に著しい悪影響を及ぼす。

・教授会の「議を経て」「議に基づき」とある学則等の条項を、法律用語でなく定義があいまいな「審議を踏まえて」に書き換えるのは不適切であり、全て「議を経て」「議に基づき」に戻すべきこと

法令改正で必要となったのは「最終的な決定権が学長にあることを明確にすること」である。琉球大学教授会通則案第3条でそのことが明記されているので、「議を経て」「議に基づき」といった表現が、法令に反したり、誤解を生んだりする余地はない。一方、教授会が審議して意見を述べる事項は多岐にわたり、単位の認定をはじめ、しばしば専門家集団だからこそなしえる判断が含まれる。従って、教授会の意見のある程度尊重しなければ、学長も的確な判断を行うことが困難である。このような教育研究組織の特性ゆえに「議を経て」「議に基づき」という法律用語が用いられているので、変更すべきでない。

・琉球大学教授会通則第3条第1項第3号の「学長が定めるもの」に該当するものについて、

(1) 学長裁定第1(1)を「学部、学科、講座及び学科目の新設改廃に関すること」とすること

(2) 琉球大学教授会通則第3条第2項の各項は全て、第3条第1項第3号の「学長が定めるもの」に加えること

(3) 琉球大学教授会通則第3条第2項から、「次に掲げる」を削除して「…学長及び学部等の長…がつかさどる事項について審議し、」として、教授会が持つ広範な審議権を明確にすること

学長は、教育研究機関の特性にもとづき、教員の懲戒、学部・全学レベルの組織改編、学部等の中期目標・中期計画及び年度計画など、教授会が審議しなければ学部運営が成り立たない項目をはじめ、広範な審議を明確に教授会に求めるべきである。

### 4. 規則の起草者に専門家の教員を加えるとともに、部局の審議を十分に反映させること

・学内規則改正のWGは事務方だけからなっているが、学内の法律の専門家を加えること

・教授会での審議の際に、担当理事または学長が説明に出席すべきこと

「審議を踏まえる」など意味の分からない改正案が出てきたり、極めて短時間で「意見等がある場合は、その根拠を付し修正案を提示すること」などの制約を付けた意見聴取を行うなど、不適切な内容・手続が目につくので、専門家が参加することは不可欠である。学校教育法等改正における衆参両院の附帯決議、国立大学法人法の制定時と今次改正時の衆参両院の附帯決議によく鑑みて、万全の内容・手続を進める必要がある。

以上のとおり、現時点での論点整理を行いました。全学・部局等でのご検討にお役立て下さい。